

ごみしっかり分別 きっちり資源へ！

資源リサイクルマニュアル 訂正とお詫び

「資源リサイクルマニュアル」について、次のとおり訂正いたします。

■ 24 ページ 下段「有害ごみの出し方」：

イラストでは一緒に描かれていますが、出す場合は種類ごとに分けて出してください。

■ 60 ページ「アルバム」：「紙との複合・軟質プラスチックとの複合」の場合は「燃やせるごみ」、「硬質プラスチックとの複合」の場合は「燃やせないごみ」と訂正

■ 86 ページ「波板」の「その他」：「硬質プラスチック」と訂正

■ 100 ページ「ラップの箱」の「金属部分」：「金属」と訂正

燃やせないごみの分別の誤りに注意してください

燃やせないごみに、軟質プラスチック・硬質プラスチックが混ざっていることが見受けられます。燃やせないごみで出せるものは①金属とプラスチックとの複合製品（傘、時計など）②小型家電製品（炊飯器、電話機など）③陶磁器・ガラス類（茶碗、ガラスなど）です。

軟質プラスチック製品（カップ、浮き輪など）は「燃やせるごみ」、硬質プラスチック製品（プラスチック製のボウル、ザルなど）は「硬質プラスチック」の日にに出してください。

羽村市指定収集袋および粗大ごみシールの取扱店が増えました

新たに次の店で、羽村市指定収集袋（ごみ袋）および廃棄物処理券（粗大ごみシール）を取り扱っています。

● ファミリーマート 羽村小作台店（羽村市小作台1-22-5）
（ペットボトル・白色トレー・紙パック用専用回収ボックス設置）

問合せ 生活環境課生活環境係

ごみ減量と分別にご協力を！

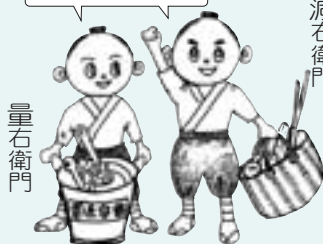
問合せ 生活環境課生活環境係

『ごみの戸別収集・一部有料化』を開始してから4年半が経過し、平成18年度は平成17年度に比べ一般家庭から排出される燃やせないごみの量が増え、燃やせるごみの量が減少しています。また、資源ごみの量は減っています。しかし、有料化を行った翌年の平成15年度の量（目標値）には至っていません。

「分別するのは面倒」、「私一人ぐらいなら大丈夫」と考える方がいることで、ごみはすぐに増えてしまいます。一人1日20グラム（手紙1通分）を減らすことで、一年間に400トンのごみを減量することができます。

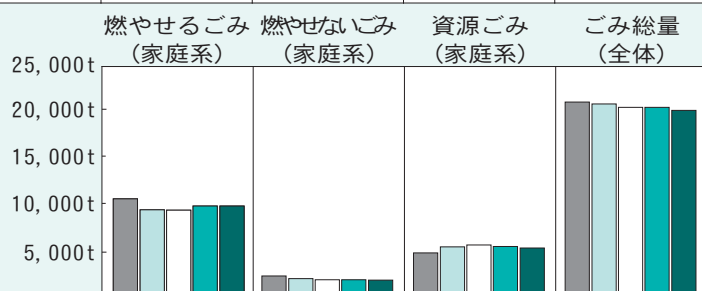
引き続きごみの減量と資源の分別にご協力をお願いします。

進めよう3R！



● 戸別収集・有料化実施前1年間との比較 ●

	開始後1年間 (H15-H13)	開始2年目の 1年間 (H16-H13)	開始3年目の 1年間 (H17-H13)	開始4年目の 1年間 (H18-H13)
燃やせるごみ (家庭系)	-1,312t (-12.7%)	-1,340t (-13.0%)	-1,059t (-10.3%)	-1,141t (-11.1%)
燃やせないごみ (家庭系)	-234t (-14.7%)	-299t (-18.8%)	-290t (-18.2%)	-260t (-16.3%)
資源ごみ (家庭系)	+272t (+5.5%)	+344t (+6.9%)	+245t (+4.9%)	+158t (+3.2%)
ごみ総量 (全体)	-511t (-2.4%)	-849t (-4.1%)	-887t (-4.2%)	-1,591t (-7.6%)



	平成13年度 (実施前)	平成15年度 (実施1年後)	平成16年度 (実施2年後)	平成17年度 (実施3年後)	平成18年度 (実施4年後)
燃やせるごみ (家庭系)	10,297t	8,985t	8,957t	9,238t	9,156t
燃やせないごみ (家庭系)	1,594t	1,360t	1,295t	1,304t	1,334t
資源ごみ (家庭系)	4,970t	5,242t	5,314t	5,215t	5,128t
ごみ総量 (全体)	20,887t	20,376t	20,038t	20,000t	19,296t

※戸別収集・一部有料化実施時期 平成14年10月1日

※燃やせないごみの量には有害ごみのうちのスプレー缶・テープ類が含まれます。

※ごみ総量には、事業系廃棄物、粗大ごみ、有害ごみが含まれます。

子育て



児童手当・児童育成手当の申請を

6月には児童手当・児童育成手当の年度切替えの月です。

新たに申請する方や平成18年度の市・都民税課税状況（平成17年中の所得）が限度額を超えたため対象とならなかった方は、5月31日（木）までに手続きをしてください。

前年に受給していた方には、6月に「現況届」用紙を送付しますので提出してください。

■児童手当■

支給要件 小学校修了前の児童（12歳に到達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方で、平成19年度の市・都民税課税状況（平成18年中の所得）が限度額以内である方

支給額

△0歳以上3歳未満の児童▽

●出生順位にかかわらず一律月額1万円

△3歳以上の児童▽

●第1子・第2子：月額5000円

●第3子以降：月額1万円

※3歳到達後の翌月分からは、第1子および第2子の手当額は月額5000円となります。

必要書類

①請求者と対象児童の健康保険証（コピー可）

②請求者名義の銀行など、郵便局を除く金融機関の口座番号などがわかるもの

③印鑑（朱肉を使用するもの）

④平成19年1月1日現在、市内に住所がなかった方は、平成19年1月1日現在の住所地の区市町村長が発行した平成19年度の所得証明書または課税（非課税）証明書

※受給要件により、他の書類が必要となる場合があります。

※詳しくは問い合わせてください。

■児童育成手当■

支給要件

(1)18歳に到達する日以後、最初の3月31日までの間にあり、次のいずれかの状態にある児童を監護している方、または父母以外で児童を養育している方で、平成19年度の課税状況（平成18年中の所得）が限度額以内である方

●父または母が死亡した児童

●父母が離婚した児童

●父または母に重度の障害がある児童

●父のいない児童

(2)20歳未満で障害のある方の保護者（市制度対象者についても所得が限度額以内であること）

納税には便利な口座振替を！ 税金は期限内に納めてください

納められる場所

■市役所および市役所各連絡所（羽村駅西口・小作台・三矢会館）

※市役所では、土・日曜日（午前8時30分～午後5時。正午～午後1時を除く）も納められます。

■取扱金融機関（本・支店で納められます）

みずほ銀行・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・東京都民銀行・中央三井信託銀行・西武信用金庫・青梅信用金庫・多摩信用金庫・東京厚生信用組合・大東京信用組合・中央労働金庫・郵便局（関東および山梨県）・東京都信用農業協同組合連合会および東京都内の各農業協同組合

問合せ 納税課納税担当

●平成19年度 納期限一覧●

	固定資産税 都市計画税	市・都民税 (普通徴収)	軽自動車税	国民健康保険税 介護保険税	納期限
19年 5月	第1期		全期		5月31日(木)
19年 6月		第1期			7月 2日(月)
19年 7月	第2期			第1期	7月31日(火)
19年 8月		第2期		第2期	8月31日(金)
19年10月		第3期		第3期	10月31日(木)
19年11月				第4期	11月30日(金)
19年12月	第3期				12月25日(火)
20年 1月		第4期		第5期	1月31日(木)
20年 2月	第4期			第6期	2月29日(金)

支給額 該当児童1人につき月額1万5000円、1万3500円、1万2500円

※障害の程度などにより異なります。

必要書類

①請求者および児童の戸籍謄本

②請求者名義の銀行など、郵便局を除く金融機関の口座番号などがわかるもの

③障害のある方は障害者手帳

④印鑑（朱肉を使用するもの）

⑤平成19年1月1日現在、市内に住所がなかった方は、平成19年1月1日現在の住所地の区市町村長が発行した平成19年度の所得証明書または課税（非課税）証明書

※受給要件により、他の書類が必要となる場合があります。

※詳しくは問い合わせてください。

問合せ 子育て支援課支援係

暮らし



行政相談委員の改選

退任 天満喜代子さん



任期満了に伴い、3月31日をもって行政相談委員を退任されました。

天満さんは、平成13年4月1日から3期6年にわたり行政相談委員としてご尽力されました。

選任 天野湛美さん（1期目）

住所 五ノ神2-13-16
電話 555-4846



天満喜代子さんの後任として行政相談委員に推薦され、平成19年4月1日付けで、総務大臣から委嘱されました。

再任 武田昌實さん（2期目）

住所 栄町2-3-31
電話 555-0797



平成17年6月1日から行政相談委員に委嘱されています。平成19年4月1日付けで、総務大臣から再任されました。

春の行政相談週間（5月21日（月）～27日（日））

行政相談委員は、皆さんの相談相手として、毎日の暮らしの中での、国などへの苦情や意見などを聞き、助言や関係機関に対する通知などを行っています。

行政相談を利用してください

相談日 毎月第3木曜日午後1時30分～4時30分

会場 市役所1階市民相談室
問合せ 広報広聴課市民相談係

6月1日は「人権擁護委員の日」

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、「人権擁護委員制度」が誕生しました。全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせています。

人権は、人間が幸福な人生を送るうえで、最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。人々がお互いの人権を守り、明るい社会を作りましょう。

市内では、法務大臣から委嘱を受けた2人の人権擁護委員が、人権に関する相談を受けています。

人権・身の上相談を利用してください

相談は無料で、秘密は守られます。

不当な迫害・いじめ・名誉毀損・差別などの人権に関する悩みなどの相談を受け付けています。

人権擁護委員

●川邊慶之助（☎555-1077）
●熊野 昌子（☎554-1447）

相談日 毎月第3木曜日午後1時30分～4時30分

●5月の相談日 5月17日（木）
●6月の相談日 6月21日（木）

会場 市役所1階市民相談室
問合せ 広報広聴課市民相談係

住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、公共的な場合に限り承認しています。平成18年11月1日から平成19年3月31日までの閲覧状況は次のとおりです。法律の改正により、年に一度、閲覧状況を公表いたします。

問合せ 市民課受付係

閲覧日	閲覧申出者	委託者	閲覧目的	対象	件数
平成18年11月27日	㈱エスピー研	東京都教育庁	都民の体力・スポーツに関する意識調査	緑ヶ丘三丁目	19
平成18年11月27日	㈱エスピー研	東京都生活文化局	環境に関する世論調査	栄町二丁目	19
平成19年1月9日	社団法人新情報センター	内閣府	少子化対策と家族・地域の絆に関する調査	羽西三丁目	14
平成19年1月17日	㈱ビデオリサーチ	日本たばこ産業㈱	2007年全国たばこ喫煙者率調査	栄町一丁目	20
平成19年2月14日	㈱サーベイリサーチセンター	東京都生活文化局	食生活と食育に関する調査	緑ヶ丘三丁目	15

お詫びと訂正

広報はむら5月1日号20ページ「羽村駅西口土地区画整理事業 個別説明事務所 開所日」は、「毎週月～土曜日」の誤りです。訂正してお詫びいたします。

犬の飼い主の皆さん 犬の登録と狂犬病予防注射は義務です

生後91日以上の犬を飼うときは、飼い始めてから30日以内に犬の登録をし、毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。昨年、海外で犬に咬まれ国内で狂犬病を発症し死亡した事例が2件発生しました。近年、国内での犬の狂犬病の発生はありませんが、海外では依然発生が多い国もあり、犬による狂犬病が国内に侵入した場合、まん延の危険があります。忘れないように、注意してください。

※鑑札と注射済票は、万一のときの迷い犬札にもなりますので、必ず犬の首輪に付けてください。

問合せ 生活環境課生活環境係

雨水浸透施設設置費助成制度を利用してください

雨水流出抑制と地下水の保全のため、雨水浸透施設を設置しませんか。設置した方から「効果が高い」と好評です。設置費の助成を行っていますので、気軽に問い合わせてください。

雨水浸透施設を設置している皆さんへ浸透施設の機能を低下させないために、定期的な清掃をお願いします。

問合せ 下水道課工務管理係

文化・教育



図書館 小学生向けおはなし会

楽しいおはなしをするよ。お友だちを誘ってみなで来てね！

保護者の方もぜひ参加してください。

日時 5月19日(土)午前11時～

会場 図書館本館おはなしのへや

問合せ 図書館 ☎ 554-2280

就学相談を利用してください

心身に障害があると思われるお子さんの入学や進路などについて、相談を受け付けています。

就学先の様子を知りたい場合は、見学や体験入学ができます。

気軽に相談してください。電話での相談も受け付けています。

相談日時 月～金曜日午前8時30分～午後5時

対象

- 心身の障害などにより、現在の小・中学校生活について悩みがある方
 - 来年度から、市立小・中学校の特別支援学級および都立特別支援学校への入学や進学を希望している方
- 問合せ 教育総務課学務係

図書館

新しい雑誌を利用してください

利用状況や皆さんの声を参考に、新しい雑誌をそろえました。

ぜひ、利用してください。

【本館】

- 日経 WOMAN
(仕事を楽しむ。暮らしを楽しむ女性誌)
- クウネル
(ストーリーのあるモノと暮らしのマガジン)
- しゃかぼん
(ニュースも歴史もぼんぼんわかる！日本・世界ビックリ社会誌)

次の雑誌は4月から休刊および購入中止となりました。

休刊【本館】

「AB-ROAD」「my40's」「SECURITARIAN」「三井グラフ」

購入中止【本館】

「Tarzan」(切り抜きが多発したため購入中止)

問合せ 図書館 ☎ 554-2280

就学援助受給申請を受け付けています

市内の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し、所得に応じて学用品費、給食費などの援助を行っています。

この制度の利用を希望する方は、早めに申請してください。申請書はすでに学校から児童・生徒を通じて配付していますので、確認してください。

提出期限 5月31日(木)

提出先 在籍している学校、市役所教育総務課学務係、市役所各連絡所

問合せ 教育総務課学務係

中学生の職場体験学習を行います

羽村第二中学校の2年生が、次の期間、市内の事業所で職場体験学習を行います。この期間は学校に登校せず、直接職場に出勤します。

実施期間 5月21日(月)～25日(金)

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 指導室

防犯ブザーの寄贈

4月20日(金)、読売新聞社から教育委員会に、防犯ブザー580個が寄贈されました。

問合せ 教育総務課学務係